

議 事 内 容

専務	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第27回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し12名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>第27回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日は、午後より通常総会、臨時理事会、会長会議が開催されるということで、午前中の開催となりました。</p> <p>さて、先月30日には会長さん方と全国農業委員会会長大会に出席し、県選出国會議員への要請活動を行ってまいりました。今後、県や国への意見の提出・要請など、厳しい農業情勢の中でも現場の声が届くようしっかり活動を行ってまいりたいと思っております。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条はございません。第5条・6件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務	<p>ありがとうございます。</p> <p>審議に入ります前に、前回の審議において、宅地分譲について議論がありましたので、補足報告いたします。</p> <p>(資料1について説明)</p>
専務	<p>続いて、前回の審議案件の結果について農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件の結果について報告。)</p>
専務	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、唐津市・宮崎委員と武雄市・佐佐木委員をお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p> <p>それでは、農地法第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から、説明をお願いします。</p> <p>まず、〇〇農業委員会からお願いします。</p>

〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-1、〇〇〇〇申請の農業団体事務所用地への転用において、申請地はJR〇〇駅から概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。</p>
議 長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議 長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-3、〇〇〇〇申請の養鶏場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、農業用施設に該当する場合は例外的に許可し得ることから、許可相当と判断しております。 整理番号5-4、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用において、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
議 長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>整理番号5-5、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用において、申請地は〇〇市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております</p>
議 長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	<p>〇〇農業委員会より説明します。 整理番号5-6、〇〇〇〇申請の迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場用地への一時転用において、</p>

		申請地は〇〇市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
議	長	農地法第5条関係6件について説明がありました。 ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
		はじめに、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の農業団体事務所用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の養鶏場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		農地以外で13,570㎡の面積がありますが、これらについて開発行為の申請はされていますか。平成4年の時点で申請されていないのであれば、これも申請するべきではないですか。
〇〇農業委員会		申請者に、開発行為の申請が必要か確認してくださいと言って

- おりまして、それに対する回答として必要ないということを確認されております。
- 〇〇委員長 はい、分かりました。
- 議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 第1種農地の説明で特定土地改良事業に係る農地とありましたが、〇〇の付近で事業地が思い当たらないのですが。
- 〇〇農業委員会 登記簿には昭和48年土地改良による換地処分という記載がありました。これに関して合併前ですので〇〇の分室に確認したところ、履歴が残っておらず何の事業か分からないということでしたが、1種農地という判断は変わらないので農業用施設用地として許可相当と判断しております。
- 〇〇委員 分かりました。
- 〇〇委員 平成4年に建設されたということですが、これは農地パトロールで指摘を受けたのですか。
- 〇〇農業委員会 既存施設を拡張するにあたり事前に調査したところ登記が農地であったことが分かり、計画が進む前に許可が必要と分かり申請されたものです。
- 〇〇委員 はい、分かりました。
- 議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)
- 議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員 一同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	資金計画のその他の内訳を教えてください。
〇〇農業委員会	用地費、路盤費、秤量費、水道費、停車場費、車庫検査修繕施設費、防護設備費とあります。
〇 〇 委 員	沿線65km全体の費用ですか。
〇〇農業委員会	はい。
〇 〇 委 員	借受人が〇〇となっていますが、これまでは業者が申請することが多かったが違いは何ですか。
〇〇農業委員会	複線化に関しては〇〇に委託をするそうです。それから実際に工事をするのは提携業者が請け負うみたいですが、〇〇ではなくなぜ〇〇が申請するのか問い合わせたところ、〇〇と〇〇の話合いの中で、借地に関しては〇〇が申請を行うという取り決めをしたとのことでした。全国的には珍しいそうです。
〇 〇 委 員	過去の事例から、入札に参加する業者等から用地は発注者が確保してもらわないと困るという話がよくあります。しかし、どこの用地がいいか分からない場合、急ぐ場合もありますのでそういう場合は受注業者側で用地の確保をお願いして発注することがあります。今回の案件は発注者側で用地を確保したという認識でいいですか。
〇〇農業委員会	その通りです。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	整理番号5-5と5-6の賃借料は45万6千円と20万円で差がありますが、田で街の真ん中でもなく条件としてはあまり変わらないと思いますがこの差は何でしょうか。

〇〇農業委員会	受付の際に高いと思いましたが、契約で決められているので何とも言えません。
〇〇委員	高速道路建設のときに〇〇が申請したときは高かった。国の基準と業者の場合で差があるのではないかと思う。業者はどの区間でも話し合いをして決めている。国が申請するものは新幹線でも高速道路でも高いのではないか。
議長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の迂回路、作業用通路、作業ヤード、資材ヤード及び表土仮置き場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。
専務	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
	《 議 事 終 了 》

専務	専務	ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局		(資料3について説明。)
専務	専務	以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 1 時 3 0 分